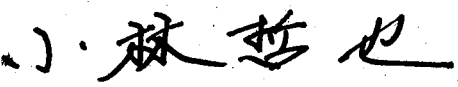


熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 

条例第 4 3 号

(別紙)

熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例を廃止する条例

熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例(平成17年条例第139号)
は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までの熊谷市立婦人児童館の利用に係る使用料については、廃止前の熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。